

労災診療補償保険支援契約の変更のお知らせ

ご質問(Q&A)

【全般】

Q 今回の変更に伴って、手続きが必要ですか。

A 手続きの必要はありません。

Q 今回の変更はいつから適用されますか。

A 令和 9 年 4 月 1 日から適用となります。

詳細は、変更後の労災診療補償保険普通保険約款、労災診療補償保険重要事項説明書及び労災診療補償保険支援事業規程をご確認願います。

【保険料等】

Q 保険料等はどのように変わりますか。

A 初診の労災診療(被災労働者に対して行われた第 1 回目の労災診療)1 件につき納入いただく保険料等は、1,800 円から 100 円引き上がり、1,900 円となります。

この変更は、契約医療機関さまが都道府県労働局に労災診療費の請求を行い、令和 9 年 4 月 1 日以降に受け付けられた初診の労災診療に係る保険料等から適用されます。

なお、保険料等(1,900 円)とは、補償保険料(1, 539 円)と互助費用(361 円)の合計額です。

【補償保険金】

Q 補償保険金はどのように変わりますか。

A 契約医療機関ごとに、同一被災労働者・同一労働災害に係る補償保険金について、支払限度額が 50 万円となります。

令和 9 年 4 月 1 日以降に当財団へ保険料が払い込まれた労災診療費に対する補償保険金に、支払限度額が適用されます。